

環境影響評価法の対象事業

事業の種類	第一種事業	第二種事業
1. 道路		
・高速自動車国道	すべて	—————
・首都高速道路など	4車線以上のもの	—————
・一般国道	4車線以上 ・ 10km 以上	4車線以上 ・ 7.5km ~ 10km
・林道	幅員 6.5m 以上 ・ 20km 以上	幅員 6.5m 以上 ・ 15km ~ 20km
2. 河川		
・ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha ~ 100ha
・放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha ~ 100ha
3. 鉄道		
・新幹線鉄道	すべて	—————
・鉄道、軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km ~ 10km
4. 飛行場	滑走路長 2500m 以上	滑走路長 1875m ~ 2500m
5. 発電所		
・水力発電所	出力 3 万 kw 以上	出力 2.25 万 kw ~ 3 万 kw
・火力発電所	出力 15 万 kw 以上	出力 11.25 万 kw ~ 15 万 kw
・地熱発電所	出力 1 万 kw 以上	出力 7500kw ~ 1 万 kw
・原子力発電所	すべて	—————
6. 廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha ~ 30ha
7. 埋立て、干拓	面積 50ha 超	面積 40ha ~ 50ha
8. 土地区画整理事業	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
10. 工業団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
11. 新都市基盤整備事業	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
12. 流通業務団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
13. 宅地の造成の事業(「宅地」 には、住宅地、工場用地も含ま れる。)	面積 100ha 以上	面積 75ha ~ 100ha
港湾計画	埋立・掘込み面積の合計 300ha 以上	